

35 「障害者自立支援法に基づく就労支援に向けた取り組み」

国立函館視力障害センター指導課 泉 徹

当センターの各課程は、障害者自立支援法により、就労移行支援（養成施設）と自立訓練（機能訓練）へと10月1日より移行し、北海道の指定を受ける指定障害者支援施設となった。

10月からの新体制移行に伴い、就労移行支援（養成施設）についても見直しが必要となり、「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日付厚生労働省令第172号）」第30条第1項では「実習の受入先を確保しなければならない。」（一部抜粋）と定め、更に同条第2項では「公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、盲学校、聾学校、養護学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。」（一部抜粋）となっている。また、第31条第2項では「就労移行支援の提供に当たっては、・・・（略：上述の機関）・・・関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人開拓に努めなければならない。」（一部抜粋）となっている。

今後、当センターにおける進路支援においても、関係機関・地域との連携を一層強め、地域での社会復帰を目指す利用者の意向及び特性を踏まえた支援が重要である。

1. 利用者の意向及び適性に応じた就労支援

特定の地域での就労を希望する利用者の状況把握により、本人に対する十分なアセスメントや定期的実施されるモニタリングを元に、本人の意向を把握し支援する。特に地域性を重視し、その特性を生かした活用可能な支援機関や団体等との連絡会を設けることにより、就労を希望する利用者にとって実効性の高い就労支援体制を目指すことが求められている。

2. 地域における関係機関との連携

公共職業安定所をはじめ、障害者就業・生活支援センター、盲学校等関連機関に加えマッサージ師会などの業界団体等との連携を深め、特定の地域における就労を希望する利用者の個別的な支援を行うため、事例検討を中心とした連絡会（ケア会議）が必要である。また、連絡会を開催する地域については、就職先が都市部に多く存在することもあり、主要都市との連携強化が必要であることから、当センターの場合、函館市・旭川市・札幌市・青森市・八戸市・秋田市・盛岡市の7箇所が考えられ、その第一歩として札幌市及び函館市において関係機関との連携の強化に努めていくこととしている。

3. 具体的な活動

昨年度まで、北海道高等盲学校と当センターとの2機関での前年度の卒業・修了者の進路についての情報交換の場を設けていたが、本年11月に参加機関の拡大を計り、札幌市において公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、盲学校及び当センターの4機関が集まり、前項で述べた連携の強化について及び具体的なケース事例（札幌市での就職希望）による情報交換を行うなど平成19年度への実施に向けた基盤整備を行っている途上である。